平成２４年（フ）第８５号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―215号
債務者　三橋　昭彦
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５４号
福島県いわき市平字東町19番地の５　Ｃ―３
債務者　高橋　照代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第９７号
茨城県下妻市北大宝253番地
債務者　吉原　照子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２３号
茨城県古河市本町４丁目12番21号
債務者　須永　利明
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６９号
滋賀県東近江市東沖野５丁目36番７号　アイビハイツＣ―105
債務者　青木　忠勝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７５号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2113番地５　ハイブリッジハイツⅡ203号
債務者　疋田　之孝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５８６号
京都市下京区下松屋町通丹波口上る丹波街道町300番地
債務者　田原伊豆美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０４号
京都市東山区八坂通大和大路東入小松町11番地40　メゾンエリジア407号
債務者　松谷　隆史
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８５号
広島県安芸郡熊野町貴船５番７―404号
債務者　西浦　龍一
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３７号
広島市安佐北区可部町大字南原407番地３
債務者　渡邉　紀夫
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１３号
広島県東広島市八本松西６丁目12番25―203号　フォルトゥーナ
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４２号
福岡市東区和白６丁目17番13号
債務者　的場　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６号
秋田県大館市東台３丁目７―64―１　グランドハイツ東台102号室、住民票上の住所秋田県大館市二井田字中前田211番地３
債務者　平澤　千春
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１６８号
山梨県笛吹市八代町永井1216番地
債務者　齊藤　　実
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
山梨県笛吹市御坂町栗合69番地11
債務者　渡邉　初江
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６１号
大阪市西成区天下茶屋２丁目22番８号　ＫＩビル402号
債務者　江川　　清
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２３号
大阪市城東区永田２丁目10番18―103号
債務者　東　　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部